

浜田市告示第 71 号

浜田市建設工事等競争参加資格審査会要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市建設工事等競争参加資格審査会要綱等の一部を改正する告示

(浜田市建設工事等競争参加資格審査会要綱の一部改正)

第1条 浜田市建設工事等競争参加資格審査会要綱（平成17年浜田市告示第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「委員の半数以上の出席がなければ」を「構成員の過半数が出席しなければ、」に改める。

(浜田市工事請負等審査会要綱の一部改正)

第2条 浜田市工事請負等審査会要綱（平成17年浜田市告示第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「委員の半数以上の出席がなければ」を「構成員の過半数が出席しなければ、」に改める。

(浜田市物品調達等業者選定委員会要綱の一部改正)

第3条 浜田市物品調達等業者選定委員会要綱（平成17年浜田市告示第119号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「委員」を「構成員」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。